

令和6年度  
年間監査計画

登別市監査委員

# 令和6年度 登別市年間監査計画

この計画は、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定および登別市監査基準（以下「監査基準」という。）第2条により、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について監査基準第7条第1項に基づき必要な事項を定める。

## 1 基本方針

監査等の実施に当たっては、法令に適合し、経済的、効率的かつ効果的な市の行政運営確保と、住民の福祉の増進に資することを目的に、対象のリスクの識別と、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、違法、不正の指摘にとどまらず、指導にも重点を置いて実施する。

## 2 監査等の種類及び実施方針

### (1) 定期監査

《地方自治法第199条第4項》  
《登別市監査基準第2条第1項第1号》

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼として実施する。

次の資料・書類等の提出を求め、その中から抽出した事業について、さらに追加資料の提出を求め、必要に応じて事情聴取・現地監査を行う。

#### 【提出を求める資料・書類等】

	項目(各グループ共通)	対象年度	実施時期	対象部局
1	職員担当事務（業務）調書	令和6年 4月1日現在	令和6年 8月下旬 ～ 令和7年 1月下旬	全部局
2	参与個別専決事項指定伺			
3	主幹専決事項の指定伺			
4	各種計画調書（計画期間中及び策定中を含む）	令和5年度 執行分		
5	各種契約（協定）書に関する調書			
6	物品購入契約等調書（単価契約を含む）			
7	工事契約等調書（設計委託含む）			
8	給付等事務調書			
9	行政財産使用許可調書			

	項 目(各グループ共通)	対象年度	実施時期	対象部局
10	支出負担行為書、変更支出負担行為書	令和 5.4.1 ～令和 5.9.30	令和 6 年 8 月下旬 ～ 令和 7 年 1 月下旬	全部局
11	領収書受払簿及び領収書控			
12	資金前渡関係書類 (現金出納簿・預金通帳・補助職員承認伺書等)	執行分		
13	その他(各グループに指定する資料)	令和 5～6 年度		

## (2) 随時監査

《地方自治法第 199 条第 5 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号》

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

## (3) 行政監査

《地方自治法第 199 条第 2 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 2 号》

必要があると認めるとき、市の事務の執行が、法令に適合し、正確で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、適時に実施する。

実施方法については、定期監査に準ずる。

## (4) 財政的援助団体等監査

《地方自治法第 199 条第 7 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 3 号》

財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、又は市長の要求に基づき、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助団体等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として実施する。

次の資料・書類等の提出を求め、その中から抽出した事業について、さらに追加資料の提出を求め、必要に応じて事情聴取・現地監査を行う。

## I 財政的援助団体【提出を求める資料・書類等】

	項 目(各グループ共通)	対象年度	実施時期	対象部局
1	財政的援助団体調書	令和5年度	令和6年 12月上旬 ～ 令和7年 3月下旬	全部局
2	各種補助金等関係調書 (交付決定・変更・確定通知書)			抽出
3	収支決算書及び事業報告書等 (補助対象事業終了後)			

## II 指定管理者監査【提出を求める資料・書類等】

	項 目(各グループ共通)	対象年度	実施時期	対象部局
1	協定書の写し(仕様書含む)	令和5年度	令和6年 12月上旬 ～ 令和7年 3月下旬	全部局
2	事業計画書・収支計画書	令和5年度		
3	事業報告書(収支決算書・各種事業の実施状況)	令和5年度		
4	指定管理者に対し実施した業務報告書の聴取等の結果	令和4年度・ 令和5年度		抽出
5	指定管理に係る業務日誌・日常点検票・苦情日誌等	令和5年度		
6	月別利用状況	令和4年度・ 令和5年度		
7	利用者アンケート結果	令和5年度		

## 指定管理施設一覧

※「G」は、グループの略

	施設名	指定管理者	所管グループ	指定の期間
1	市民プール	一般財団法人 登別市文化・スポーツ振興財団	社会教育G	R4.4.1～R9.3.31
2	岡志別の森運動公園 (2)	一般財団法人 登別市文化・スポーツ振興財団	社会教育G	R4.4.1～R9.3.31
3	亀田記念公園(6)	登別造園工事業協同組合	土木・公園G	R3.4.1～R8.3.31
4	市民会館 総合体育館	一般財団法人 登別市文化・スポーツ振興財団	社会教育G	R4.4.1～R9.3.31
5	市牧場	伊達市農業協同組合	農林水産G	R3.4.1～R8.3.31
6	コミュニティセンター (37)	各町内会・委員会	市民協働G	R3.4.1～R8.3.31
7	若草つどいセンター	登別市 若草つどいセンター管理委員会	市民協働G	R4.4.1～R9.3.31
8	市営住宅集会場(6)	自治会・町内会	建築住宅G	R3.4.1～R8.3.31
9	ネイチャーセンター	特定非営利活動法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶ	社会教育G	R4.4.1～R9.3.31

10	葬斎場	株式会社中田商会	市民サービスG	R3.4.1~R8.3.31
11	市民活動センター	特定非営利活動法人登別自然活動支援組織モモンガくらぶ	市民協働G	R5.4.1~R10.3.31
12	観光交流センター	一般社団法人 登別国際観光コンベンション協会	商工労政G	R5.3.1~R10.3.31

## (5) 例月出納検査

《地方自治法第 235 条の 2 第 1 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 5 号》

ア 監査委員が行う例月出納検査は、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 例月出納検査は、毎月 26 日に行う。ただし、その期日が休日に当たるときや、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

次の資料・書類等の提出を求め、検査実施日当日に関係職員の説明を求める。

### 【提出を求める資料・書類等】 例月出納検査実施日の 6 日前に提出

項 目	提出資料	提出書類	対象部局
一般会計 特別会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計予算執行状況</li> <li>収支月計総括表及び収支月計表</li> <li>歳計・歳計外・基金実績表</li> <li>歳入・歳出予算執行状況表 (繰越明許費明細)</li> <li>款別歳計実績表</li> <li>主な収入・支出 (500 万円以上)</li> <li>基金現金収納保管状況</li> <li>歳計現金現在高報告書 (月末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令書及び支出証拠書類</li> <li>歳計現金現在高報告書 (検査対象年度分)</li> <li>収入・支出日計表</li> <li>保管金現金受払書</li> <li>その他 (必要に応じて書類要求)</li> </ul>	会計G
公営企業 会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在高報告書</li> <li>合計残高試算表</li> <li>資金予算表</li> <li>収納調</li> <li>総勘定元帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入伝票</li> <li>支出伝票及び支出証拠書類</li> <li>振替伝票</li> <li>その他 (必要に応じて書類要求)</li> </ul>	水道G 下水道G 簡易水道G

## (6) 決算審査

《地方自治法第 233 条第 2 項》  
《地方公営企業法第 30 条第 2 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 4 号》

市長から審査に付された、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が法令に適合し、正確に行われているかどうかを主眼として実施する。

資料・書類等の提出を求め、関係職員の説明を求める。

### 【提出を求める資料・書類等】

項 目	対象年度	実施時期	対象部局
各グループに指定する資料	令和 5 年度	6 月上旬 ～ 8 月中旬	全部局

## (7) 基金の運用状況審査

《地方自治法第 241 条第 5 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 6 号》

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、確実かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

資料・書類等の提出を求め、関係職員の説明を求める。

### 【提出を求める資料・書類等】

項 目	対象年度	実施時期	対象部局
各種積立金年度中の増減額調書	令和 5 年度	6 月上旬 ～ 8 月中旬	財政G

## (8) 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

《地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項》  
《地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項》  
《登別市監査基準第 2 条第 1 項第 7 号》

財政健全化法に基づく各指標値が、法令に適合し、かつ正確に算定されているかを主眼として実施する。

資料・書類等の提出を求め、関係職員の説明を求める。

【提出を求める資料・書類等】

項 目	対象年度	実施時期	対象部局
財政健全化法に基づく各種指標及び算出資料	令和5年度	6月上旬 ～ 8月中旬	財政G

## 令和6年度 登別市年間監査計画表

区 分 \ 月 別		令和6年									令和7年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定期監査														1/下旬 理事者報告・報告書提出
財政的援助団体監査														【通知⇒書類審査⇒事情聴取・現地監査等】
指定管理者監査														3/下旬 理事者報告・報告書提出
随時監査		【※必要に応じて実施】												
行政監査		【※必要に応じて実施】												
決算 審 査	一般・特別会計													【通知⇒事情聴取・現地監査等⇒意見書作成】
	歳入歳出外現金													8/中 意見書最終協議
	公営企業会計													↓ 8/下 理事者報告 意見書提出
基金の運用状況審査														
財政健全化判断比率及び資金不足比率審査														
例月出納検査		26日	27日	26日	26日	26日	26日	28日	26日	26日	27日	26日	26日	
定例会へ報告				第2回 定例会 R6年2月 ～4月分			第3回 定例会 R6年5月 ～7月分			第4回 定例会 R6年8月 ～10月分		第1回 定例会 R6年11月～R7 年1月分		